



# 島根県報

平成21年10月16日（金）

号外 第 181 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【教委規則】**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

**【教育長訓令】**

教育事務決裁規程の一部改正 (教育庁総務課) 2

**【人委規則】**

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則 3

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則 6

職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則 6

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 7

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 7

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7

**【人委細則】**

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する書面の様式を定める細則 8

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県教育委員会委員長第一職務代理者 石 井 義 則

**島根県教育委員会規則第23号**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第28条の3第1号中「、又は」を「又は」に、「）又は」を「）」、「」に、「第5条の4」を「第6条」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

**島根県教育委員会教育長訓令第4号**

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年10月16日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

別表第1中

7 職員の給与に関する事務	1 勤勉手当の勤務成績率を決定すること。 2 期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めること。 3 一般の退職手当等の支給を一時差し止めること。 4 一般の退職手当等の全部又は一部を返納させること。 5 給料月額の是正を行うこと（人事委員会の承認を求めるを含む。）
---------------	--

を

に改める。

7 職員の給与に関する事務	1 勤勉手当の勤務成績率を決定すること。 2 期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めること。 3 一般の退職手当等（職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）第4条の3第2項に規定する一般の退職手当等をいう。以下同じ。）の支給制限の処分をすること。 4 一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分をすること。 5 一般の退職手当等の額の返納を命ずる処分をすること。 6 一般の退職手当等の額に相当する額の納付を命ずる処分をすること。 7 給料月額の是正を行うこと（人事委員会の承認を求めるを含む。）。
---------------	--

**附 則**

この訓令は、平成21年10月16日から施行する。

## 人 事 委 員 会 規 則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第14号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号。以下「条例」という。）第10条の7第6項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分（以下「処分」という。）に係る調査審議に関し必要な事項を定めるものとする。

(口頭で意見を述べる意思の有無の確認)

**第2条** 人事委員会は、条例第10条の3第2項、第10条の5第1項又は第10条の6第1項から第5項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者に対し、条例第10条の7第3項に規定する申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による意思の有無の確認をする場合において、当該処分を受けるべき者は、口頭で意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物（以下「陳述書等」という。）を提出することができることを教示しなければならない。

(意見陳述の機会の通知の方式)

**第3条** 人事委員会は、意見陳述の機会を与えるに当たっては、意見陳述の機会の期日までに相当な期間において、当該処分を受けるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される処分内容及び根拠となる条例の条項
- (2) 処分の原因となる事実
- (3) 意見陳述の機会の期日及び場所
- (4) 人事委員会の所在地

2 前項の書面においては、意見陳述の機会の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見陳述の機会の期日への出頭に代えて陳述書等を提出することができることを教示しなければならない。

3 人事委員会は、当該処分を受けるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を島根県庁前の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(意見陳述の機会の期日又は場所の変更)

**第4条** 前条第1項の規定による通知（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）を受けた当該処分を受けるべき者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出することにより意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- (1) 当該処分を受けるべき者の氏名及び住所
- (2) 意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出る理由

2 人事委員会は、前項の規定による申出又は職権により、意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。

3 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当該処分を受けるべき者、第6条第4項の参加人（当該変更前に同条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許

可を受けている者に限る。)及び第7条の参考人に通知しなければならない。

(代理人)

**第5条** 第3条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。

(参加人)

**第6条** 第8条の規定により意見陳述の機会を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該処分の根拠となる条例の条項に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者(以下「関係人」という。)に対し、当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを求め、又は当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定による許可の申請は、意見陳述の機会の期日から起算して7日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。

(1) 関係人の氏名及び住所

(2) 意見陳述の機会の件名

(3) 当該処分につき利害関係を有することを明らかにする事項

3 主宰者は、第1項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

4 第1項の規定により当該意見陳述の機会に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

5 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(参考人)

**第7条** 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人(以下「参考人」という。)に対し、意見陳述の機会に関する手続に参加することを求めることができる。

(意見陳述の機会の主宰)

**第8条** 意見陳述の機会は、人事委員会が指名する委員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、意見陳述の機会を主宰することができない。

(1) 当該意見陳述の機会の当事者又は参加人

(2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

(3) 第1号に規定する者の代理人又は第10条第3項に規定する補佐人

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 参加人以外の関係人

(主宰者の指名の手続)

**第9条** 主宰者の指名は、第3条第1項の規定による通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、人事委員会は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(意見陳述の機会の期日における審理の方式)

**第10条** 主宰者は、最初の意見陳述の機会の期日の冒頭において、退職手当管理機関の職員に、予定される処分の内容及び根拠となる条例の条項並びにその原因となる事実を意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

ない。

- 2 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て退職手当管理機関の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、意見陳述の機会の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は退職手当管理機関の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、意見陳述の機会の期日における審理を行うことができる。
- 6 意見陳述の機会の期日における審理は、人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(補佐人の出頭許可の手續)

**第11条** 前条第3項の規定による許可の申請は、意見陳述の機会の期日から起算して7日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、第15条第2項の規定により通知された意見陳述の機会の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐する場合については、この限りでない。

- (1) 当事者又は参加人の氏名及び住所
- (2) 意見陳述の機会の件名
- (3) 補佐人の氏名及び住所
- (4) 補佐人と当事者又は参加人との関係
- (5) 補佐する事項

- 2 主宰者は、前条第3項の規定による許可をしたときは、速やかに、当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(意見陳述の機会の期日における陳述の制限等)

**第12条** 主宰者は、意見陳述の機会の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見陳述の機会の審理の秩序を維持するため、意見陳述の機会の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(意見陳述の機会の期日における審理の公開)

**第13条** 人事委員会は、第10条第6項の規定により意見陳述の機会の期日における審理の公開を相当と認めるときは、意見陳述の機会の期日及び場所を島根県庁前の掲示場に掲示しなければならない。この場合において、人事委員会は、速やかに、その旨を当事者、参加人（当該公開を相当と認めるときまでに第6条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）及び参考人に通知するものとする。

(陳述書等の提出)

**第14条** 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、意見陳述の機会の期日までに陳述書等を提出することができる。

- 2 前項の規定による陳述書の提出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 当事者又は参加人の氏名及び住所
- (2) 意見陳述の機会の件名
- (3) 意見陳述の機会に係る処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見

- 3 主宰者は、意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、第1項の陳述書等を示すことができる。

(続行期日の指定)

**第15条** 主宰者は、意見陳述の機会の期日における審理の結果、なお意見陳述の機会を続行する必要があると認めるとき

は、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の意見陳述の機会の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見陳述の機会の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見陳述の機会の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第3条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「当該処分を受けるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結)

**第16条** 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第14条第1項に規定する陳述書等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第14条第1項に規定する陳述書等を提出しない場合において、これらの者の意見陳述の機会の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見陳述の機会を終結することとすることができる。

(雑則)

**第17条** この規則に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第15号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第17号を第18号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査及び審議に関すること。

別表第1中第9の項を第10の項とし、第8の項の次に次の1項を加える。

9 退職手当調査審議関係事項

(1) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成21年島根県人事委員会規則第14号）第2条第1項の規定による申立てを行う意思の有無の確認

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

---

平成21年10月16日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第16号**

職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の再任用に関する規則（平成13年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条の4第1項及び第2項」を「第6条第1項及び第2項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第17号**

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成20年島根県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「第5条の4第1項及び第2項」を「第6条第1項及び第2項」に改め、同号エを次のように改める。

エ 退職手当条例第11条第1項から第4項までの規定に該当して退職した場合

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第18号**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第1号中「第5条の4」を「第6条」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第19号**

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第35条の4第1号中「第5条の4」を「第6条」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 人 事 委 員 会 細 則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する書面の様式を定める細則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会細則第3号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する書面の様式を定める細則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成21年島根県人事委員会規則第14号）に基づく退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する書面の様式を次のように定める。

様式目次

様式第1号 意見陳述通知書

様式第2号 代理人資格証明書

様式第3号 代理人資格喪失届出書

様式第4号 参加人許可申請書

様式第5号 補佐人出頭許可申請書

### 附 則

この細則は、公布の日から施行する。



## 様式第1号

(表)

島人委第 号  
年 月 日

## 意見陳述通知書

様

島根県人事委員会委員長



あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る職員の退職手当に関する条例第10条の7第3項の規定による意見陳述の機会を下記のとおり行いますので通知します。

## 記

意見陳述の機会の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる条例の条項	
処分の原因となる事実	
意見陳述の機会の期日	年 月 日 時 分から
意見陳述の機会の場所	
人事委員会の所在地	

## 備考

- 1 あなたは意見陳述の機会の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」といいます。）を提出し、又は意見陳述の機会の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 その他意見陳述の機会に際しての留意事項は裏面のとおりで。

(裏)

## 意見陳述の機会に際しての留意事項

- 1 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 2 あなたが意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、意見陳述の機会の期日において、あなたに代わって代理人に意見を述べさせ、及び証拠書類等を提出させることができます。
- 3 意見陳述の機会の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見陳述の機会の件名、補佐人の氏名及び住所、あなたとの関係並びに補佐する事項を記載した書面を意見陳述の機会の期日から起算して7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 4 あなたが正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第16条第1項の規定により、主宰者は、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結させることがあります。
- 5 あなた又はあなたの代理人が意見陳述の機会の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

意見陳述の機会の主宰者	職 名 氏 名 連絡先
意見陳述の機会の公開の有無	

## 様式第2号

## 代理人資格証明書

年 月 日

島根県人事委員会委員長 様

住 所

氏 名

㊟

年 月 日

において行われる意見陳述の機会について、次のとおり委

任します。

## 記

意見陳述の機会の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	
代理人に委任する権限	

注 委任状の写しその他委任の証拠となる書類を添付すること。

## 様式第3号

## 代理人資格喪失届出書

年 月 日

島根県人事委員会委員長 様

住 所

氏 名

㊟

年 月 日

において行われる意見陳述の機会について代理人の資格を

失ったので届け出ます。

## 記

意見陳述の機会の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	

## 様式第4号

## 参加人許可申請書

年 月 日

(主宰者職氏名) 様

住 所

氏 名

㊞

年 月 日

において行われる意見陳述の機会に関する手続に参加する

ことを申請します。

## 記

意見陳述の機会の件名	
意見陳述の機会に係る 処分につき利害関係を 有することの説明	
連 絡 先	電話

## 様式第5号

## 補佐人出頭許可申請書

年 月 日

(主宰者職氏名) 様

住 所

氏 名

㊞

年 月 日

において行われる意見陳述の機会については、下記の補

佐人ともに出頭したいので申請します。

## 記

意見陳述の機会の件名	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	